

【令和4年度当初予算】

(単位：千円)

入湯税は、地方税法第701条により鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることを目的とした地方税で、以下の使途に充てられます。

– 113 –